



## 專利師法一部改正草案の起草について

2013年12月27日作成

台湾經濟部知的財産局ウェブサイトで2013年12月20日付の法文規定関連ニュースによると、台湾の「專利師法（弁理士法に相当）」は2007年7月11日の制定公布後、2009年に小規模な改正が行われたのみであったが、專利師の就業タイプ、受託できる業務範囲、職前訓練、專利代理人の管理、罰則など、実務面における重要な問題について完備すべく、改正草案が起草された。

同改正草案の要点について、以下に列挙し説明致します。

### 一、改正条文第4条の1

国内外の立法例を参考にし、一定の審査歴がある專利審査官は、專利師試験の一部が試験免除となる旨を新設する。

### 二、改正条文第7条

現状の実務に対応するよう、專利師の就業形態について、下記の3種に改正する。

- ①事務所設立、
- ②專利業務に従事する事務所での勤務、
- ③法人での勤務。

### 三、改正条文第9条

專利師が受託できる業務範囲について、業務の専門性、重要性及びよく見受けられる業務タイプを考慮して、專利コンサルティング及び專利侵害鑑定などを追加する。

### 四、改正条文第12条の1

代理人（專利師及び專利代理人を含む）の専門知識の向上を促進するため、專利師は在職者研修（スキルアップセミナー）に参加し、且つ2年ご



とに專利主務官庁へ在職者研修修了証書を提出しなければならない旨を新設する。

#### 五、改正条文第 3 2 条～第 3 3 条の 1

行為者の社会の対するマイナス面の影響を考慮し、また台湾專利師制度の健全な運用のため、專利師証書又は專利代理人証書なしに本法で規定されている特定業務を営利目的で意図的に行う、專利師又は專利代理人による証書の他人への借用、不実の広告掲載、專利師又は專利代理人の冒称などの違法行為の態様を改正し、並びに現行条文の行政制裁後に刑事罰という立法例から、抑止効果を高めるため直接刑事罰に処することができるように改正する。

#### 六、改正条文第 3 6 条～第 3 9 条

專利代理人を正しく規範すべく、專利代理人の管理については專利師に関する規制を準用する旨を含め、專利代理人専門章を追加する。

尚、ご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。